

茨木市外部の労働者等からの通報等に関する要綱

(目的)

第1 この要綱は、市に対する通報及び相談（以下「通報等」という。）への対応等について必要な事項を定めることにより、通報等をした者の保護を図るとともに、事業者の法令等の順守を推進することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 外部の労働者等 次に掲げる者をいう。

ア 通報等の内容となる事実に関係する事業者（法人その他の団体及び事業を行う個人をいう。以下「関係事業者」という。）に雇用されている労働者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。エにおいて同じ。）

イ 関係事業者を派遣先とする派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。）

ウ 関係事業者と契約関係にある事業者（以下「取引先事業者」という。）

エ 取引先事業者に雇用されている労働者

オ 関係事業者及び取引先事業者の理事、取締役その他の役員（法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法令等の規定に基づき法人の経営に従事している者（会計監査人を除く。）をいう。）

カ アからオまでに掲げる者であった者

キ アからカまでに掲げる者のほか関係事業者の法令等の順守を確保する上で必要と認められる者

(2) 通報 外部の労働者等からの公益通報者保護法（平成16年法律第122条）第2条第1項に規定する公益通報その他事業者の法令等の違反等に関する通報をいう。

(3) 相談 外部の労働者等からの事業者の法令等の違反等に関する相談をいう。

(4) 法令等 法令、条例、規則その他の規程をいう。

(5) 主管課 通報等の内容となる事実に関する事務を所掌する課等（茨木市事務分掌条例施行規則（平成12年茨木市規則第40号）第2条第1項の表に掲げる課、選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、会計室並びに議会事務局、消防本部、消防署、水道部及び教育委員会事務局の課

をいう。以下同じ。)をいう。

(6) 受理 市に対してなされた通報について、調査又は法令等に基づく措置その他適切な措置を行う必要性があるものとして受け付けることをいう。

(公益通報等総括責任者等)

第3 通報等への対応を総括するため、公益通報等総括責任者を置き、当該通報等の主管課を所管する部長（主管課が会計室であるときは会計管理者、議会事務局の課であるときは議会事務局長、消防本部又は消防署の課であるときは消防長）をもって充てる。

2 公益通報等総括責任者は、通報に関する調査の進捗等の管理その他通報等への適切な対応の確保に関する事務を総括する。

3 公益通報等総括責任者は、前項に規定する事務を公益通報等責任者に行わせることができるものとし、公益通報等責任者は主管課の長をもって充てる。

4 通報等への対応に関する規程の整備、通報に関する調査の進捗等の管理その他通報等への適切な対応の確保に関する事務の総合的な調整は、法務コンプライアンス課において処理する。

(通報・相談窓口)

第4 外部の労働者等からの通報・相談窓口（以下「通報・相談窓口」という。）を市民生活相談課に置く。

(通報等の受付)

第5 通報等は、主管課又は通報・相談窓口において受け付けるものとする。

2 通報・相談窓口が通報等を受け付けたとき又は主管課以外の課等に通報等がなされたときは、通報・相談窓口又は当該課等は、当該通報等を主管課に取り次ぐものとする。

3 主管課は、通報等を受け付けたとき又は前項の規定により通報等の取次ぎを受けたときは、次に掲げる事項を通報等を行った者（以下「通報・相談者」という。）に説明するとともに、その者から通報等の内容となる事実の詳細その他必要な情報を聴取するものとする。ただし、匿名による通報等である場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(1) 通報等に関する秘密は保持されること。

(2) 個人情報保護は保護されること。

(3) 通報等を受け付けた後の手続等に関すること。

4 前2項の規定にかかわらず、通報等を受け付けた主管課若しくは通報・相談窓口又は通報等がなされた主管課以外の課等は、通報等の内容となる事実についての処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）又は勧告等（勧告その他処分にあたらない行為をいう。以下同じ。）をする権限を他の行政

機関が有するときは、当該権限を有する行政機関を通報・相談者に教示するものとする。

- 5 主管課が通報を受け付けたとき又は通報・相談窓口若しくは主管課以外の課等が前項の規定により権限を有する行政機関を通報・相談者に教示したときは、外部の労働者等からの通報受付票（別記様式）を作成するとともに、当該受付票の写しを法務コンプライアンス課に提出するものとする。

（受理の決定）

第6 主管課は、通報を受け付けたとき又は第5第2項の規定により通報の取次ぎを受けたときは、当該通報を受理するか否かを遅滞なく決定するものとする。

- 2 主管課は、前項の規定により通報を受理することを決定したときはその旨を、受理しないことを決定したときはその旨及びその理由を通報を行った者（以下「通報者」という。）に通知する。ただし、匿名による通報である場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

（調査の実施等）

第7 通報を受理した主管課は、当該通報に関する秘密を保持するとともに、個人情報保護のため、通報者が調査の対象となる事業者及びその関係者に特定されないよう十分に留意しつつ、必要かつ相当と認められる方法で調査を行い、その結果を取りまとめるものとする。

- 2 主管課は、前項の規定による調査の実施及びその結果の取りまとめに当たっては、法務コンプライアンス課と適宜調整を行うものとする。
- 3 主管課は、適正な事務執行の確保及び関係人の事業上の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、通報者が希望するときは、調査の進捗状況を適宜通知するとともに、第1項の規定により調査の結果を取りまとめたときは、遅滞なくその内容を通知するものとする。ただし、匿名による通報である場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

（調査結果に基づく措置）

第8 主管課は、調査の結果、次に掲げる事実があると認めるときは、速やかに法令等に基づく措置その他適当な措置を行わなければならない。

- (1) 公益通報者保護法第2条第3項に規定する通報対象事実（第9において「通報対象事実」という。）
 - (2) 法令等に違反する行為に関する事実（前号に掲げる事実を除く。）
 - (3) その他事業者の法令等の順守の確保及び法令等の適正な執行のために必要と認められる事実
- 2 主管課は、適正な事務執行の確保及び関係人の事業上の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、前項の規定による措置を行った場合に

はその内容を、行わなかった場合にはその旨及びその理由を通報者に対し通知する。ただし、匿名による通報である場合その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(協力義務)

第9 市は、通報対象事実その他法令等に違反する事実について、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関が市の他にもある場合においては、当該他の行政機関と連携して調査を行い、適切な措置を行う等相互に緊密に連絡し、及び協力するものとする。

(秘密保持)

第10 通報等への対応に関与する職員（通報等への対応に付随する職務等を通じて、通報等に関する秘密を知り得た者を含む。以下同じ。）は、通報・相談者の個人情報その他通報等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 通報等への対応に関与する職員は、通報等に関する秘密保持の徹底を図るため、通報等への対応において、次に掲げる事項を順守しなければならない。

(1) 通報等に係る情報を共有する範囲及び共用する情報の範囲を必要最小限に限定すること。

(2) 通報・相談者の同意なく、通報・相談者の特定につながり得る情報（調査が通報を端緒としたものであること、通報・相談者しか知り得ない情報等を含む。）を調査の対象となる事業者及びその関係者に開示しないこと。

(除斥)

第11 自ら又はその親族が当事者となっている等当該通報等の内容となる事実に関係する職員は、当該通報等への対応に関与してはならない。

(通報・相談者の保護)

第12 市は、通報・相談者が通報等をしたことを理由として事業者から解雇その他の不利益な取扱いを受けていることが明らかになった場合には、通報・相談者の保護のため、相談窓口を案内する等適切に対応しなければならない。

(運用状況の公表)

第13 市長は、毎年、この要綱の運用状況について公表しなければならない。

(その他)

第14 この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和2年3月25日から実施する。

(経過措置)

- 2 第5から第8まで及び第13の規定は、令和2年4月1日以後に市に対してなされる通報等について適用する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から実施する。